

2026/02/28

## 設問 1 (1)

## 第 1 問 本件計画の変更

1. 本件計画の変更は、抗告訴訟の対象となる処分に該当するか。
2. 「処分」(行政事件訴訟法(以下「行訴法」)3条2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが、法律上認められているものをいう。
3. 本件計画の変更は、都道府県又は市町村が、農振法(以下「法」)13条1項を根拠とする、優越的地位に基づき一方的に行うものであり、公権力性が認められる。
4. 法効果が認められるか。
  - (1) 法14条1項に基づき、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、土地の所有者に対しその土地を計画において指定した用途に供すべきことを勧告できる。勧告の協議が調わないなどの場合は、所有権の移転または使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停を申請することができる(法15条1項)。そのため、勧告に反対する者は、同項の調停の申請を余儀なくされている点で、不利益を被る。そして、調停が上手くいかない場合に、一旦農用区域に指定されると、その内における開発行為についてはあらかじめ許可を受けなければならない(法15条の2)。さらに、その土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない(法17条)。そのため、本件計画の設定が区域内の農地所有者は、自由にその所有する土地を開発・利用することができなくなることで、権利が制約される。
  - (2) もっとも、昭和57年判決は、都市計画法上の用途地域指定について、その効果は、あたかも新たに制約を課する法令が制定された場合における同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なそれにすぎず、このような効果を生ずることだけから、直ちに地域内の個人に対する具体的な権利侵害を伴う処分があったとはいえないとしている。(＋そこまで強度な権利制限ではない?)
  - (3) しかし、用途地域指定の法的効果は、建築物の用途・容積率・建ぺい率等につき従来と異なる基準が適用され、これらの基準に適合しない建築物は建築確認を受けることができないという程度のものである。これに対し、本件計画の設定が区域内の農地所有者が、その所有土地を開発したければ許可を受けなければならないだけでなく、農用地用途以外の利用が制限される。そのため、自由にその所有する土地を開発・利用することができなくなる点で、用途地域指定より強度な権利制約がある。(＋個別具体的な法効果性?)

コメントの追加 [SY1]: 6割は欲しい

コメントの追加 [SY2R1]: 問題文に書かれている条文明をマークする！

コメントの追加 [SY3R1]: CBT方式の答案仕様  
1ページの構成: 23行 × 1行最大30文字(計690文字)  
司法試験(必須): 1問あたり8ページ

設問 1 (1): 2枚

設問 1 (2): 2枚

設問 2: 1枚

コメントの追加 [SY4]: 「個別の農地を農用区域から除外するための計画変更の処分性」  
＝本件農地を、事業計画から外すとの変更

コメントの追加 [td5]: きちんと処分性が定義されています。

コメントの追加 [SY6]: 農用区域で指定されていることが前提である！

農用区域指定

↓

コメントの追加 [td7]: 並列的に記載するのではなく、制約の重大さや処分の時系列を念頭に置いて記載して

コメントの追加 [SY8]: 判決を先出しに書いてもいい！  
(2) → (1) → (3)

コメントの追加 [td9R8]: その通りですね。対比する場合には判決を先に出して、それとの違いを書く方が詳

コメントの追加 [td10]: そうですね、用途地域制限は、主に都市計画法で定められた用途以外の用途が禁止

コメントの追加 [SY11]: 用途地域指定: 特定の建物だけ建てられない

コメントの追加 [SY12R11]: 制約の程度:  
強い制約＝法効果性肯定

- (4) したがって、本件計画の変更は、直接かつ具体的な法効果性が認められる。
5. よって、本件計画の変更は、抗告訴訟の対象となる処分に該当する。

## 第二 申出の拒絶

1. 申出の拒絶は、抗告訴訟の対象となる処分に該当するか。
2. 「申請」とは、「法令に基づき」、「自己に対し許認可等」の処分を求める行為である（行政手続法（以下「行手法」）2条3号）から、これに対する行政庁の「諾否の応答」は拒否を含めて、「処分」にあたる。したがって、本件申出が「申請」にあたるのであれば、これに対する応答である申出の拒絶は、申請に対する拒否処分として「処分」にあたる。
3. 本件について、Xが、本件運用指針4条というに基づき、B市長に対する本件申出書を提出したが、本件運用指針は「法令」にあたるか。
  - (1) 確かに、本件運用指針は、B市の内部基準たる行政規則にすぎず、外部的効果を有しない。しかし、実務上、個別の農地についての計画変更を判断するためには、農地所有者等からの申出が不可欠で、多くの市町村で広く行われていることから、内部基準とはいえども実質的にはそれに従って申出が行われる実務運用がある。特にB市において、市長の策定した本件運用指針4条によって計画変更の申出とそれに対する可否の通知の手続が定められていることから、通知義務がある一定の基準に基づいた運用があるといえ、実質的には外部的効果を有するに等しい。
  - (2) したがって、本件運用指針は、「法令」にあたる。
4. そうすると、Xが、本件運用指針4条という「法令に基づき」、「自己に対し」本件計画変更の申出をして変更の「許認可」を求める行為は、「申請」にあたり、「処分」にあたる。
5. 確かに、本件農地についての別の処分を申請して、その拒否処分に対して取消訴訟を提起することも可能である。しかし、本件計画の変更の段階で、本件農地については農地の利用以外の用途が認められないことを知りながら、実際に処分申請をして拒否処分が出されてから、その取消訴訟を提起するのは迂遠である。そのため、後続処分を待たずに、本件計画の変更の段階での抗告訴訟による救済の必要性がある。したがって、実効的な権利救済の観点からも、例外的に処分性を認めることができる。
6. よって、申出の拒絶は、抗告訴訟の対象となる処分に該当する。

## 設問1(2)

1. Xは、申出に対する通知の可否を通知しないB市の担当課による処理について、不作為の違法確認の訴え（行訴法3条5項）を提起することができる。
2. 訴訟要件充足性
  - (1) 上述設問1(1)第一の通り、Xは「法令に基づく申請」（行訴法3条5項）をし

コメントの追加 [td13]: 実効的な権利救済の必要性についても述べてください。変更申出の拒絶の取消訴訟が認められない場合、Xは、農地転用不許可処分の取消訴訟を提起することになり、同訴訟において、計画変更をしないことが違法であると主張することになる。迂遠ではないか。

コメントの追加 [td14]: この議論の組み立て方は非常にわかりやすく上手にできていると思います。

コメントの追加 [SY15]: 運用指針4条が、法13条を具体的合理的に解釈したもの。  
そのため、法13条が申出を予定しているといえる。

コメントの追加 [SY16]: 行手法上の「申請」という法令上の権利として認められるためには

コメントの追加 [td17R16]: そうですね。問題文に実務上、農地所有者等からの申出が不可欠であることが言

コメントの追加 [SY18]: 運用指針は、「処分」とはいえない。

コメントの追加 [SY19]: 許可と認可の違いは何ですか？

コメントの追加 [td20R19]: 許可=もともと法令で一般的に禁止されている行為について、その禁止を特定の

コメントの追加 [td21]: 別の処分では、取消したとしても農地変更が叶いませんで、この場合は、農地転

コメントの追加 [td22]: これに関しては申し出の拒絶についてですね。

コメントの追加 [SY23]: 6割は欲しい

コメントの追加 [td24R23]: 採点割合と問題の難易度からここはきっちりすべきところだと思います。

コメントの追加 [SY25]: 訴えの利益の検討が必要ですか？

コメントの追加 [SY26]: +被告、管轄

- た者であるため、原告適格（37条）を有する。
- （2） B市が「何らかの処分…すべきであるにもかかわらず、これをしない」といえるか。
- （ア）申請書が行政庁の事務所に「到達」すれば、行政庁は、審査を開始する義務を負う（行手法7条）。そして、到達とは、物理的な到達のことを指し、すなわち、職員の物理的支配力に置かれることを意味する。また、形式上の要件に適合しない申請の場合、行政庁は補正を求めるか、許認可等を拒否する処分をしなければならず、申請の不受理は許されない。
- （イ）本件について、Xは、本件申出書の窓口における提出を拒否されたため、担当課に郵送し到達したが、同課はこれをXに返送した。返送が可能となった時点で、物理的支配力が認められ、「到達」したといえる。そして、本件申出書は形式上の要件不備もないため、B市担当課による申請不受理は許されない。
- （ウ）したがって、B市は、本件申出書に対し拒否する「処分…をすべきであるにもかかわらず、これをしない」といえる。
3. 本案の主張
- （1） 確かに、標準処理期間は行政の内部基準たる行政規則であり、外部的効果を有しないから、その徒過が直ちに「相当の期間」の経過をもたらすわけではない。しかし、標準処理期間は、行政庁が当該申請に対する応答をなすのに必要であると考えて定めた期間であるから、その徒過は不作為の違法を推認させ、合理的な根拠がない限り、「相当の期間」の経過にあたと解すべきである。
- （2） B市は、農用地区域からの除外に1年程度を要することを公表しているため、申請が到達してからの1年が標準処理期間と解する。Xは、令和元年5月8日、B市長に対する本件計画の変更申出書を提出し、Xと同時期にB市にその申出をした他の農地所有者らは、既に令和2年4月中に通知がなされていた。Xは、申出をやめる意思がないことを職員に伝えたことから、Xのみに通知をしないことは、Xがこれ以上しつこく申出をし続けることを防止することが伺える。このような理由は、合理的な根拠とはいえず、そのため、Xのみに対し1年以上通知をなされていないことは、「相当の期間」の経過にあたる。
- （3） よって、Xは、「相当の期間」を超えたにもかかわらず通知が行なわれていないことを、本案において主張すべきである。

## 設問2

1. 本件農地が、法10条3項2号の土地に該当しなければ、法施行令9条の8年という期間制限が適用されない。そうすると、法13条2項5号の政令で定める基準に適合していることになる。そこで、Xは、B市が、本件農地について、法13条2項5号の要件を満たさないとの判断が、裁量の逸脱・濫用にあたり、違法事由として主張する

コメントの追加 [SY27]: 問題文で「到達」って書かれてたので、「到達」の議論はここでは不必要！

コメントの追加 [td28R27]: そうですね！時間内に答案を完成させるという観点からは、過剰な記載は控えた方がいいです。

コメントの追加 [SY29]: 本案の主張とは何ですか？「到達したにもかかわらず申請を受理しなかったこと」を本案の主張ですることができるか？

コメントの追加 [td30R29]: 本来受理しないことが違法である以上その時点で受理されたものとして扱い、そこから「相当の期間内に何らかの処分……をすべきであるにもかかわらず、これをしない」ことの要件を検討すべきです。

コメントの追加 [td31]: きちんと認定できていると思います。

コメントの追加 [SY32]: 要件：

- ① 第10条第3項第2号に掲げる土地に該当すること
- ② 農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること

- ことが考えられる。
2. まず、「農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は」(13条2項)が、「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること」(5号)という要件を満たせば、することができる。「～することができる」という文言が使われていた。それだけでなく、ある土地が、農業に関する公共投資により得られる効用を確保できるかどうか、政令で定める基準に適合しているかどうかは、専門的・技術的な判断が必要である。したがって、B市の要件裁量が認められる。
- (1) 本件事業は、従来の用排水施設の老朽化に伴い、大雨時の周辺農地の冠水や施設の維持管理労力の増加等の弊害が顕在化したために、施設の補修・改修を行うものであるため、農地の冠水の防止を主たる目的とするものである。しかし、このような目的は、農地の生産性が向上するとは考えにくく、「土地改良事業又はこれに準ずる事業」(法10条3項2号)に該当するとはいえない。
- (2) さらに、本件農地は、高台にあるため、ほとんど本件事業の恩恵は受けない。そのため、「土地改良事業又はこれに準ずる事業」(法10条3項2号)の対象土地に該当するかも疑問がある。したがって、本件農地の個別的な地理関係を考慮しなかった点において、考慮不尽が認められる。
- (3) なお、本件農地が、法10条3項2号の土地に該当しないため、施行規則4条の3第1号括弧書き「主として農用地の災害を防止することを目的とすることその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの」は除かれるので、同号イ「農業用排水施設の新設又は変更」要件を満たす必要性がない。
- (4) したがって、法10条3項2号の土地に該当しないため、同法施行令9条の8年という期間制限が適用されない。そうすると、法13条2項5号の政令で定める基準を適合している。法13条2項5号を満たさないとB市の判断は不相当である。
3. 仮に法施行令9条の8年という期間制限が適用されるとする。法は、「農業の健全な発展を図るため」、「土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意」すること(法2条)を趣旨としている。
- (1) 本件農地と関連する部分の工事について10年も前に完了していたことから、その部分のみに着目すれば8年の期間制限は満たしている。それにもかかわらず、本件農地も含めて、事業対象地域に一律8年の期間制限を適用することは、「他の利用との調整」に対する留意を欠けているといえる。
- (2) したがって、例外を認めずに、政令で定める8年という期間制限を機械的に適用することは、社会通念に照らし不相当であり、裁量の逸脱・濫用が認められる。

以上

コメントの追加 [td33]: どのよう点で裁量が認められるか記載されており良い詩的です。

コメントの追加 [SY34]: よくわからない

コメントの追加 [td35R34]: 一度常任の構造とを整理してください。  
そのうえでどの規定が適用されるのかを再度考えてみてください。

コメントの追加 [td36]: 考慮すべき事情を考慮しておらずときちんと記載してください。

コメントの追加 [SY37]: 一緒に当てはめをしても大丈夫ですか？

コメントの追加 [td38R37]: そこは厳密に考えられていないので本問では特に問題はありません。